

商品利用約款

民法の改正（施行2020年4月1日）により生協も約款の整備が必要となりましたので、生協の各種事業を利用する場合のルールを商品利用約款としてまとめました。

保存版

（目的・適用）

第 1 条 この約款は、鳥取県生活協同組合（以下、「生協」といいます。）の共同購入事業及び夕食宅配事業などの事業（以下、「生協の各種事業」といいます。）の利用（代金等の支払を含む）に関するルールを定めます。第4条により利用者登録を行った利用名義者（以下、「利用者」という）は、本約款に従い生協の各種事業を利用するものとします。

（共同購入事業のサービス内容）

第 2 条 生協は、利用者に対して、基本的に週1回、商品カタログ及び注文書（以下、「商品カタログ等」といいます）を配布し、事前に注文いただいた商品（特別注文品の場合は注文書）及びチケット等の証票類（以下、「商品等」といいます）を配達します。ただし、第5項に定めるWEB注文システム（WEBサイトを利用してインターネットにより注文するシステム）を利用する場合は、利用者の希望により商品カタログ等を配布しない場合があります。

2 利用者は、前項に定めるサービスのほか、次の事項のために共同購入事業の仕組みを利用することができます。この場合、注文、配送、決済等の必要な手続きについては、当該事項に必要な範囲で次条以下にて定める共同購入事業についての規定及び本約款の規定を適用するものとします。

① 生協が提携する各事業者のサービスの利用

② 増資（生協は商品等の代金とともに増資する金額を受領し、出資金に充当します）

③ 募金（生協は商品等の代金とともに募金額を預かり、あらかじめご案内した募金先にお渡しします）

④ 各種サービス事業に関する紹介依頼（生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします）

3 前項の②及び③に係る金銭の収受については、この約款の第16条及び17条に定めるところによります。

4 生協は、年末など特殊な時期に関し別途ご案内した場合を除き、基本的に毎週、注文書を回収する前週の商品等のお届け時に、注文の対象となる商品等を掲載した商品カタログ等をお届けします。ただし、6週連続でご注文をいただけなかった場合、生協は商品カタログ等のお届けを停止することができます。

5 利用者は、別途の登録によりWEB注文システムを利用することができます。前項により商品カタログ等のお届けが停止されている場合でも、WEB注文システムの利用は可能です。

6 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により共同購入事業のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

（夕食宅配事業のサービス内容）

第 3 条 生協は、利用者に対して、基本的に事前に注文いただいた商品等を配達します。

2 商品等のお届けは、月曜日から金曜日までの5日間を基本とし、土日祝日(年末年始)は基本にお休みとなります。但し、3日以上からお届け出来る商品等もあります。

3 生協は、商品等のお届け時に次週の商品等の献立表を配布します。（祝日等によりお届け週に配布となる場合があります。）

4 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により夕食宅配事業のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

（利用者登録）

第 4 条 組合員は、生協の定めにしたがって利用者登録を行うことで、生協の各種事業のサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金及び手数料その他（以下、「代金等」といいます）の引落しに利用する銀行等金融機関の口座の登録が必要となります。

2 未成年者が生協の各種事業の利用を希望する場合は、法定代理人の同意を得て利用者登録を行うことができ、以後の商品等の購入についても、法律が禁止する場合を除き、法定代理人の同意を得ているものとみなします。また、高齢者が生協の各種事業の利用を希望する場合は、ご家族のご意見をお聞きして、生協の各種事業のサービスの円滑な提供に支障がないかを検討させていただく場合があります。

3 前二項の規定にかかわらず、次の場合には利用者登録をお断りすることがあります。

① 組合員本人又はご家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金のお支払いに不安がある場合

② この約款等に定める生協の各種事業のサービスの利用条件に合わず、円滑なサービス利用が困難と想定される場合

③ 過剰な要求など生協とのトラブルが多い場合、その他生協の各種事業のサービスの円滑な提供に支障が想定される場合

4 次の場合、生協は、行政庁の許可を得た上で、組合員以外の方に対しても、生協の定めにしたがって利用者登録を受け付けることにより、生協の各種事業のサービスを利用（以下「買外利用者」といいます。）させることができます。その際、買外利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上定め、必要対応を行うものとします。

① 教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者が施設利用者へのサービスの提供に必要な物品を購入する場合

② 1ヶ月以内の期間を定めて、お試し利用する場合

5 利用者の利用者登録にあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、利用者登録を行った者が責任をもって対応します。

6 利用者は所定のWEBページにメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用することができます。WEB注文システムの利用に関するルールは、この約款のほか、コープC S ネット eふれんず利用規約の定めるところによります。

7 銀行等金融機関の口座の登録が必要な利用者につき、所定の期限内に口座登録が完了しなかった場合の扱いについては、この約款の規定にかかわらず、別途定めるところによります。

8 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、利用者登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

（共同購入事業の商品等の注文）

第 5 条 商品等の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとし、各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は生協が別に定めます。

① OCR注文書の提出

② WEB注文システムを利用したインターネット注文

③ 電話による注文

④ FAXによる注文

2 商品等の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立します。ただし、事前登録による自動注文（利用登録）を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、注文書の回収時期をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したものととして、売買契約が成立します。

① OCR注文書の提出の場合は、注文書を配達員が受領した時。

② WEB注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文を受けたことを承諾する生協からの電子メールを注文者が受信した時（生協からの確認メールを送信していない場合は、注文データを生協が受信した時）

③ 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。

④ FAXによる注文の場合は、注文書を生協が受信した時

3 次の場合は利用者本人による注文があったとみなします。

① 利用者の氏名が印字されたOCR注文書が提出された場合。

② 利用者に交付したID・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、生協が受信した場合。

③ 生協が定めた方法により利用者本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。

④ 利用者の氏名を記載した注文書面をFAXで受信した場合

4 利用者は、電話による注文の締切時期までの間は、電話によって注文の追加・変更・キャンセル等ができます。そのほか、インターネットによる注文は、インターネットによる注文の締切時期までの間に注文データを変更することによっても、注文の追加・変更・キャンセル等ができます。

（夕食宅配事業の商品等の注文）

第 6 条 商品等の注文は、基本的に利用者が電話による注文を行うものとします。

2 電話による商品等の注文をいただいた場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時点で生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立します。

3 商品等の注文を頂いた以降、商品等の注文の締切時期までの間に、中止のお申し出がない限り翌週以降も自動継続として商品等をお届けします。

4 基本的に商品配達日当日のキャンセルはお受け出来ません。

5 ご利用の中止・食数変更・商品等の変更等は、電話による商品等の注文の締切時期までに生協が受付することにより、翌週以降より受付した内容に変更となります。

（利用制限）

第 7 条 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品等の購入はできません。

2 20歳未満の利用者による酒類の購入はできません。

3 次の場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。

① 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。

② 1週間の注文が5万円以上もしくは1ヶ月の注文が15万円以上の場合。

③ 利用者が初回の口座引落日もしくは振込用紙の支払期日までに支払いが確認できなかった場合。

④ 過去に支払が遅延したことがある場合。

⑤ 同居もしくは親族等に支払の滞った利用者がある場合。

⑥ 利用者と引落日口座の口座名義人が異なる場合に、口座名義人から申し出があった場合。

（利用停止・登録解除）

第 8 条 「利用停止」「登録解除」とは、それぞれ次のことを意味します。

① 利用停止…… 共同購入事業の利用者登録を維持したまま、宅配の商品カタログの配布、注文の受付、商品等のお届けを停止すること。

② 登録解除…… 生協の各種事業の利用者登録を抹消すること。

2 生協の各種事業の利用停止や登録解除を希望する利用者は生協に連絡するものとし、生協はお申し出に従って利用停止や登録解除を行います。組合員が生協から脱退する場合も、生協は組合員からのお申し出にしたがって登録解除を行います。

3 次の場合には、利用者からのお申し出がなくても生協側から利用停止や登録解除を行う場合があります。これに加えて、生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を解除する場合があります。

① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合。

② 合理的な理由なく繰り返しして大量に返品を行った場合。

③ 未成年や高齢者である利用者から、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族や行政担当者によるお申し出があった場合。

④ 利用者と口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落日停止の申し出があり、利用者にも登録口座やお支払方法を変更いただけなかった場合。

⑤ 第9条第1項で定める班配達の利用において、班の人数が2名以下となり、同項に定める他の配達方式への移行をお願いしたにもかかわらず、応じていただけなかった場合。

⑥ 商品等の代金等の未払いにより第18条に該当した場合。

⑦ 第4条第3項各号に該当する場合その他共同購入事業の継続的利用に関して生協が適切でないと認めた場合。

4 前項のほか、1か月の利用金額が第7条第3項で規定する利用限度額に達した場合も、商品カタログ等の配布や商品等の注文を停止する場合があります。この場合は、次の月に入ったときにサービスを再開します。

5 第4条第4項第1号に基づいて利用者登録を行った利用者に関して、次に掲げる事態が生じた場合、生協は直ちに登録解除を行います。この場合、生協はすでに受けた注文に関して売買契約を解除することができ、併せて、当該利用者への生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したものととして直ちに全ての債務の履行を請求できるものとします。

① 所管行政庁より事業の取消、停止等の処分を受けた場合。

② 所管行政庁が買外利用させる施設として不適当と認めた場合。

③ 商品等の代金等の未払いにより第18条に該当した場合。

④ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合。

⑤ 信用力・資力の著しい低下があったとき、又はこれに著しい影響を及ぼす事業上の重要な変更があった場合。

⑥ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立てをうけ、又は公租公課の滞納処分をうけた場合。

⑦ 破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て等の事実が生じた場合。

⑧ 事業の廃止、休止または解散の決議をした場合。

⑨ 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合。

⑩ 生協に対する詐術その他の背信行為があった場合。

（共同購入事業における商品等のお届け）

第 9 条 共同購入事業における商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人配達」、2名分を一括してお届けする「ペア個配」、3名以上の利用者による班の分を一括してお届けする「班配達」の3通りがあります。

2 商品等の配達場所は次の2通りです。

① 自宅配達（個人配達の場合は各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所・職場、ペア個配・班配達の場合はペア個配・班で定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所・職場に配達する方式）

② ココステーション・ミニココステーション配達（生協が予め利用者にお知らせした施設に配達し、利用者がその施設に受け取りに行く方式）

3 生協は、利用者登録にあたって、配達方式・配達場所を利用者と確認し、配達曜日とおおよそのお届け時間を利用者にお知らせします。生協は、この配達曜日とおおよそのお届け時間を、利用者にあらかじめお知らせした上で変更する場合があります。

4 生協は、配達方式・配達場所に応じて、手数料を申し受けます。手数料に関する詳細については、別途これを定め、組合員にお知らせするものとします。

5 本条第1項で定める班配達の利用において、班の人数が2名以下となり、同項に定める他の配達方式への移行をお願いしたにもかかわらず、応じていただけなかった場合は手数料を申し受けます。

6 自宅配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時（合理的な理由により、あらかじめ利用者や確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時）に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。

- 7 ココステーション・ミニココステーション配達の場合は、各利用者が受領した時に商品等の引渡しを完了し、所有権を移転するものとします。
- 8 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権を移転するものとします。
- 9 生協が商品等を配送に使用する容器に入れたままの状態を利用者に引き渡す場合、利用者はその容器を生協から借り受けるものとします。利用者は借り受けた容器を次回の配達時に生協に返却するものとします。利用者による容器の破損や紛失等の際は、容器購入時代金を利用者にご負担いただく場合があります。
- 10 生協が商品等を配達したにもかかわらず、利用者の方で受領いただけない場合は、生協の判断において廃棄または処分させていただく場合があります。

(夕食宅配事業における商品等のお届け)

- 第10条 夕食宅配事業における商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人配達」のみとなります。
- 2 商品等の配達場所は、各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所等となります。
 - 3 生協は、利用者登録にあたって、配達方式・配達場所・配達曜日を利用者と確認します。
 - 4 生協は、配達日当日の商品等のお届けを、あらかじめ生協から利用者にお知らせした期限までに行います。
 - 5 商品等は、調理からお届けまでの間、冷蔵で保管された状態でお届けされます。利用者は商品等をお受け取り後、冷蔵庫等で冷蔵保管していただくこととします。
 - 6 商品等は、お届け当日の生協があらかじめ利用者にお知らせした期限までに、利用者がお召し上がりいただくこととします。生協があらかじめ利用者にお知らせした期限以降に商品等をお召し上がりられ食中毒等が発生した場合、生協は責任を負わないものとします。また、利用者の身体に関する不測の事態に起因した事故や、天災地変・その他不可抗力等、生協の責任によらない事由による事故の場合も、生協は責任を負わないものとします。
 - 7 夕食宅配事業における商品等の配達においては、商品等代金以外に配送手数料の発生はありません。
 - 8 商品等の引渡しについては、各利用者が商品等を受領した時(合理的な理由によりあらかじめ利用者と協議した場所に商品等を留め置いた場合は、その時)に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。
 - 9 商品等は、原則として回収型容器を使用することとします。利用者は、商品等のご利用後は容器を簡単に水洗いして、次回の商品等の配達時に生協に返却することとします。生協は、利用者による容器の破損や紛失等の際は、容器購入時代金を利用者にご負担いただく場合があります。
 - 10 前項の回収にあたり、商品等の全部または一部が召し上がられていない場合、生協の判断で廃棄または処分するものとします。

(商品等のお届け表及び通知書)

- 第11条 生協は、商品等のお届けと併せて、商品等お届け表及び請求額が記載された通知書(以下、「お届け表」といいます)をお届けすると共に月に1回、月ごとの請求額をまとめた通知書を以下の方法にて利用者へ通知します。
- ① 共同購入事業をご利用の利用者へは、商品等の配達時に通知書をお届けします。
 - ② 上記以外の利用者へは、郵送にて通知書をお届けします。

(商品等のお届けができない場合)

- 第12条 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品等のお届けができない場合があります。
- 2 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則として商品等お届け表、電話、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は、原則として代金からの減額により行います。
 - 3 前項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意いただけていない場合、利用者は、生協による代替品の受取り後2回目の配達時までには代替品を返品することができます。この場合、注文した商品等は提供できなかったものとして、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
 - 4 前三項による対応について、生協は原則として前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(お届けした商品等に問題がある場合)

- 第13条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
- 2 前項以外の場合でも、クリスマスケーキなど特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は売買契約を解消し、生協からのご連絡に沿って返品を行うことによって、原則として代金からの減額により代金等の返金等を受けることができます。
 - 3 前二項による対応について、生協は、商品等により利用者へ直接発生した損害がある場合を除き、前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返品)

- 第14条 利用者は、受注確定後の商品等については原則として返品できません。ただし、例外的に、未開封で利用者によるキズ等がない商品等については、以下の①から⑭に掲げる商品等を除き、受取り後8日以内に生協に連絡することにより、返品することができます。
- ① 食品
 - ② 消耗品(トイレロール・ティッシュ・洗剤・柔軟剤・消臭芳香剤・防殺虫剤、台所用品等)
 - ③ 継続企画商品(企画前後4週間)
 - ④ 特定取引先の商品(日本生協連C〇〇P商品)
 - ⑤ 組合員の要望により追加で手配しお届けした商品(部品なども含む)
 - ⑥ サイズ・色交換で手配しお届けした商品
 - ⑦ 組合員によってキズや汚れがついた商品
 - ⑧ パッケージ(袋・箱・ケース)が破損、または無くなっている商品
 - ⑨ 化粧品、医療機器、医薬品、医薬部外品
 - ⑩ オーダー商品、ネーム入り商品等、組合員の要望に基づいて特殊加工した商品
 - ⑪ 生ものの苗木、植物、植物の種等の商品
 - ⑫ 不良品でも著しく古い企画商品
 - ⑬ ペットフード
 - ⑭ チケット類
- ⑮ 商品カタログ等で「返品不可」と表記している商品
- ⑯ その他、①から⑭に類する商品
- 2 前項による返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めるときには、返品を受け付ける場合があります。
 - 3 前二項により返品を受け付けた場合、原則として代金等からの減額により代金等の返金等を行います。

(ポイント)

- 第15条 生協は、共同購入事業の利用に応じ組合員に対してポイントを付与し、組合員は生協の定めたルールにしたがってこれを利用することができます。

- 2 ポイントの付与と利用に関するルール・詳細については、別途これを定め、組合員にお知らせするものとします。

(ご請求金額に対する疑義等)

- 第16条 お届け表の金額その他に疑義が生じた場合、その他期限までに支払いができない場合には、利用者はあらかじめ生協に連絡し、支払方法等を含む以後の対応について協議するものとします。

(利用代金・手数料等の支払方法)

- 第17条 代金等の支払方法については、原則銀行等の口座から引き落としによります。商品配達時にお届けするお届け表、若しくは郵送にてお届けする通知書にて、請求金額と引き落とし日を通知し、口座引き落としを行います。
- 2 口座引き落としの登録手続き中の場合、支払期限を付した専用の支払用紙を生協から利用者宛に送付します。
 - 3 銀行等の口座からの引き落としにより代金等をお支払いいただく場合、予定の日引き落としができなかったときは、翌月の定例引き落とし日に再引き落としを行います。その際所定の再引き落とし手数料を申し受けます。ただし、引き落としできない代金等が第2条第2項②、③に定める増資や募金のみの場合は、再引き落としではなく、これら増資や募金の申し込み自体が取り消されるものとします。
 - 4 次に掲げる場合、支払期限を付した専用の支払用紙を生協から利用者宛に送付します。
 - ① 口座引き落としが資金不足以外の理由で引き落としが出来なかった場合。
 - ② 専用の支払用紙での支払いにより代金等をお支払いいただいている利用者について、予定の日までに代金等をお支払いいただけなかった場合。
 - 5 前項にかかわらず、員外利用者については、生協との協議により、1ヶ月分の代金等を銀行等に設けた生協の口座に振り込む方法により支払うことができます。
 - 6 員外利用者が、夕食宅配事業を1ヶ月以内の期間を定めて、お試し利用する場合は、生協は、利用代金を現金でいただくこととします。
 - 7 生協が必要と判断した利用者に対しては、前項の規定に関わらず支払を代金引換に変更することがあります。

(代金等の未払への対応)

- 第18条 前条第3項による再引落しができなかった場合、または前条第4項による支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は当該利用者(以下、「債務者」といいます)に対し、次の対応をさせていただきます。前条第5項に基づき、員外利用者が生協との間で協議した支払期日までに代金等を支払わなかった場合も上記債務者として同様の取り扱いとします。
- ① 商品カタログの配付、注文の受付、商品等の配達を中止します。
 - ② 債務者は期限の利益を喪失したものとして、以後すべての代金等について直ちに支払うものとします。
 - ③ 支払期限を付した専用の支払用紙を送付します。その際、債務者は延滞手数料として所定の手数料を生協に支払います。
 - ④ 以後の対応に対して生協が負担した実費相当の費用については、債務者が負担するものとします。

(長期間の未払いへの対応)

- 第19条 前条の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は債務者に対して支払期限を付した専用の支払用紙を原則2回送付します。ただし、その代金等のなかに増資や募金が含まれる場合は、その増資や募金についての申込が取り消されたものとします。
- 2 前項の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は債務者に対して、生協が定めた様式による「利用代金支払い念書」(以下、「支払念書」といいます)の提出を要請することができます。
 - 3 債務者が、支払念書も提出せず支払もしない場合、または提出された念書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。
 - 4 支払念書による債務の弁済、その他前項に定める法的手続等に係る費用は債務者が負担するものとします。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

- 第20条 支払念書による債務弁済の最終期限は、原則として第17条1項及び2項に定める本来の支払予定日(員外利用者に関して同条5項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ)から4ヶ月以内とします。
- 2 生協は債務者に対して、第18条第3号及び4号並びに第19条第4項に定める費用のほか、第17条1項および2項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年3%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。

(連帯保証人)

- 第21条 生協は、必要と認められた場合、債務者に対して、支払念書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(債務者の出資金に関する特則)

- 第22条 債務者が組合員である場合、生協は債務者に対して出資口数の減少を要請することができます。債務者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、債務者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の債務者に対する債権を相殺することができます。

(協議解決)

- 第23条 本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

- 第24条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1番の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

- 第25条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他生協の各種事業のサービスの円滑な実施のため必要がある場合に、相当な範囲で本約款を変更することができます。
- 2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - ① 利用者への配布
 - ② 電子メールの送信等の電磁的方法
 - ③ WEBサイトへの掲示
 - ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

附 則

1. 本約款は、2020年3月28日に施行します。